

# すいたしじんけん かん しみんいしきちょうさ 吹田市人権に関する市民意識調査

れいわ ねん (ねん) がつ  
令和4年 (2022年) 10月

すい た し  
吹 田 市

## ちようさ きょうりよく ねが 【調査へのご協力のお願い】

しみん みな ひ ごろから しせい きょうりよく  
市民の皆さまには日ごろから市政にご協力いただき、ありがとうございます。

この調査は、人権に関わるさまざまな取り組みを進めていく上での基礎資料として利用  
するためのもので、市民の皆さまの人権に関する意識などをおたずねします。

調査は無記名でお願いし、お答えはすべて統計的に処理し、調査結果を目的外に使用する  
ことはありません。

たいへん いそが ぞん きょうりよく ねが  
大変お忙しいとは存じますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

## かいとう ねが 〈回答にあたってのお願い〉

- ① この調査票は、令和4年7月31日現在の住民基本台帳から、16歳以上85歳未満の  
市民2000名を無作為に選び、お送りさせていただきました。
- ② 回答は、該当する番号に○をつけ、( ) 内には具体的に数字や文字の記入を  
お願いいたします。
- ③ 調査票はお送りした封筒の宛名の方ご本人がお答えください。ご本人が記入でき  
ない場合は、家族の方などが、ご本人の意思に基づいてご記入いただきますようお  
願いいたします。
- ④ 調査票は 10 月 17 日 (月) までに、同封の返信用封筒 (切手は不要) に入れて  
投函してください。

## ちようさ かん と あ さき 【調査に関するお問い合わせ先】

すいたし しみんが じんけんせいさくしつ  
吹田市 市民部 人権政策室

〒564-8550 おおさかふすいたししいずみちよう ちょうめ ほん ごう  
大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

でん わ ちやくつう  
電 話：06 - 6384-1513 (直通)

F A X：06 - 6368-7345

メール：jin\_kent@city.suita.osaka.jp

# I 人権問題に対する関心についておたずねします

問1 あなたは、次の1～18の人権問題にどの程度関心がありますか。  
(それぞれ該当する番号に○をつけてください)

| 1～18の人権問題                       | 関心がある | 少し関心がある | あまり関心がない | 関心がない |
|---------------------------------|-------|---------|----------|-------|
| 1. 女性の人権問題                      | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 2. 子供の人権問題                      | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 3. 高齢者の人権問題                     | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 4. 障がいのある人の人権問題                 | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 5. 同和問題（部落差別）                   | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 6. アイヌの人々の人権問題                  | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 7. 外国人の人権問題                     | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 8. HIV感染者・ハンセン病患者・元患者とその家族の人権問題 | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 9. 刑を終えて出所した人の人権問題              | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 10. 犯罪被害者やその家族などの人権問題           | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 11. インターネットによる人権侵害の問題           | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 12. ホームレスの人権問題                  | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 13. 性的マイノリティ※2の人権問題             | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権問題    | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 15. 人身取引に関する人権問題                | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 16. こころの病（うつ病、依存症など）に関する人権問題    | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 17. 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題        | 1     | 2       | 3        | 4     |
| 18. ヘイトスピーチに関する人権問題             | 1     | 2       | 3        | 4     |

※1 「ハンセン病」とは、らい菌という細菌による感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれで、万が一発病しても、早期治療により後遺症も残りません。

※2 「性的マイノリティ」とは、多くは同性愛や性別に違和感を覚える人のことを表す言葉です。

## II あなたの人権に対する考え方についておたずねします

問2 あなたは、次の1～10の考え方について、どう思われますか。  
(それぞれ該当する番号に○をつけてください)

| 1～10の考え方   | あなたはどう思われますか | そう思う | どちらかといえば<br>そう思う | どちらかといえば<br>そう思わない | そう思わない |
|--|--------------|------|------------------|--------------------|--------|
| 1. 性犯罪は、受ける側にも問題があると思う   |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 2. インターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、どのような書き込みを行っても問題はない                         |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 3. 友人と撮った写真を、自分たち以外の人の顔も映っていたが、そのままインターネット上にアップしてもよい                     |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 4. ハンセン病の患者・元患者に対して、ホテルなどが宿泊を拒否するのはやむを得ない                                |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 5. 刑を終えて出所した人に対して、本人のことをよく知らないものの、雇用や関わりを控えることはやむを得ない                    |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 6. 犯罪被害者やその家族の氏名や住所を、本人の了解なしに報道や公表をすることは、国民の知る権利から考えるとやむを得ない             |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 7. ホームレス(野宿生活をやむなくしている)状態にあるのは、本人の責任が大きい                                 |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 8. 北朝鮮による拉致問題に関して、さらに関心を高めることが必要だと思う                                     |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 9. 新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者などやその家族であることを理由に、交通機関の利用や保育所の受入れなどを断るのはやむを得ない |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 10. 人権問題を解決していくためには、互いを理解するために交流を深めていくことが必要である                           |              | 1    | 2                | 3                  | 4      |

問3 女性に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。  
(それぞれ該当する番号に○をつけてください)

| あなたはどのように思われますか<br>1~4の考え方                      | そう思う | そう思う<br>どちらかといえば | そう思わない<br>どちらかといえば | そう思わない |
|---|------|------------------|--------------------|--------|
| 1. 配偶者に暴力をふるうことは、理由によってはやむを得ない                  | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 2. 男性と女性の賃金や働く環境が同等であったとしても、家事や育児は主に女性が行うものだと思う | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 3. 職場において、雇用や昇給などで、男女の差が出るのはやむを得ない              | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 4. 性的な冗談は、職場の潤滑油になることもある                        | 1    | 2                | 3                  | 4      |

問4 子供に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。  
(それぞれ該当する番号に○をつけてください)

| あなたはどのように思われますか<br>1~5の考え方                            | そう思う | そう思う<br>どちらかといえば | そう思わない<br>どちらかといえば | そう思わない |
|---|------|------------------|--------------------|--------|
| 1. 近所で、子供に対する虐待が少しでも疑われる場合は、プライバシーに関わりなく、速やかに通報すべきである | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 2. 保護者、教師からの体罰は、しつけのためならやむを得ない                        | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 3. 子供は、親の意見に従えばよいので、自分の意見を表明する機会がなくてもやむを得ない           | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 4. いじめは、いじめを受ける側にも問題があると思う                            | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 5. 不登校やひきこもりは、本人の意志が弱いからである                           | 1    | 2                | 3                  | 4      |

問5 高齢者に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。  
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

| あなたはどう思われますか<br>1～4の考え方                          | そう思う | どちらかといえば | そう思わない | どちらかといえば | そう思わない |
|--|------|----------|--------|----------|--------|
| 1. 道路や公共交通機関、建物のバリアフリーが進んでいないのは、高齢者への配慮としても欠いている | 1    | 2        | 3      | 4        |        |
| 2. 認知症のために、家庭や施設における行動を制限されるのはやむを得ない             | 1    | 2        | 3      | 4        |        |
| 3. 日常生活に必要な情報を、高齢者にわかりやすく伝えるための特別な配慮までは必要ではない    | 1    | 2        | 3      | 4        |        |
| 4. 若者の就労機会の確保も十分でないので、高齢者の就労機会の確保が優先されなくてもやむを得ない | 1    | 2        | 3      | 4        |        |

問6 障がいのある人に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。  
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

| あなたはどう思われますか<br>1～5の考え方                        | そう思う | どちらかといえば | そう思わない | どちらかといえば | そう思わない |
|--|------|----------|--------|----------|--------|
| 1. 災害などの緊急時には、障がい者のための対応ができなくてもやむを得ない          | 1    | 2        | 3      | 4        |        |
| 2. 障がいのある子供と、そうでない子供は、教育を受ける機会を別々にした方がよい       | 1    | 2        | 3      | 4        |        |
| 3. 企業が利益追求を優先することにより、障がい者の雇用が進まなくてもやむを得ない      | 1    | 2        | 3      | 4        |        |
| 4. 自分の行動について、自分で選択や決定をする機会が制限されることがあってもやむを得ない  | 1    | 2        | 3      | 4        |        |
| 5. 日常生活に必要な情報を、障がい者にわかりやすく伝えるための特別な配慮までは必要ではない | 1    | 2        | 3      | 4        |        |

問7 同和問題（部落差別）に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。  
（それぞれ該当する番号に○をつけてください）

| あなたはどのように思われますか<br>1~4の考え方                      | そう思う | どちらかといえば<br>そう思う | どちらかといえば<br>そう思わない | そう思わない |
|---|------|------------------|--------------------|--------|
| 1. 結婚や就職にあたって、身元調査を行うことはやむを得ない                  | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 2. 行政や学校における同和問題（部落差別）に関する啓発や教育は、かえって差別を残すことになる | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 3. 住まいを選ぶときに、同和地区※3であるかどうか気になる                  | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 4. 同和問題（部落差別）は、過去にはあったが、今は存在しないと思う              | 1    | 2                | 3                  | 4      |

※3「同和地区」とは「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）に基づき、同和問題の解決に向け実施された地域改善対策の対象地域として指定された地域の中で、平成14年（2002年）3月に「地対財特法」は失効しています。

問8 外国人に対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。  
（それぞれ該当する番号に○をつけてください）

| あなたはどのように思われますか<br>1~4の考え方            | そう思う | どちらかといえば<br>そう思う | どちらかといえば<br>そう思わない | そう思わない |
|---------------------------------------|------|------------------|--------------------|--------|
| 1. 公共施設や行政窓口などに、外国人のための表記がないことは配慮に欠ける | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 2. 外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居を拒まれてもやむを得ない  | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 3. 災害などの緊急時には、外国人のための対応ができなくてもやむを得ない  | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 4. 日本に住んでいるので、文化や生活習慣なども日本に合わせるべきである  | 1    | 2                | 3                  | 4      |

問9 インターネットに関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思いますか。（それぞれ該当する番号に○をつけてください）

| あなたはどう思われますか<br>1～11の項目                         | あると思う | あると思うけど少し不安 | あると思うけどいえない | あると思わない |
|---|-------|-------------|-------------|---------|
| 1. 他人のプライバシーに関する情報や誹謗中傷する情報が掲載されること             | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 2. フェイクニュース（真実ではない情報）や誤った情報が拡散されること             | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 3. SNS（LINE や Twitter など）による交流が犯罪を誘発する場となっていること | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 4. 友人と映った画像が無断で SNS などに掲載されること                  | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 5. 書き込んだ人を特定するための手続きに時間を要すること                   | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 6. インターネットが悪質商法の取引の場となっていること                    | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 7. 子供たちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が発生していること         | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 8. 差別を助長するような情報が掲載されること                         | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 9. わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること                   | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 10. 捜査対象となっている未成年者の名前・顔写真が掲載されること               | 1     | 2           | 3           | 4       |
| 11. 問題のある情報がインターネット上に掲載されると、削除や訂正に時間がかかること      | 1     | 2           | 3           | 4       |



問10-4 あなたは、性的マイノリティの人の人権が守られるためには、次のことが必要と思いますか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 当事者やその周囲の人たちが相談できる窓口の整備
2. 性的マイノリティに対する理解促進に向けた啓発・広報活動の推進
3. 教育現場における子供たちへの配慮、理解促進、教員への研修などの取り組み
4. 企業や行政職員に対する研修などの取り組み
5. パートナーシップ宣誓証明制度※6の創設
6. 性的マイノリティの方が利用しやすいトイレ(多目的トイレ)などの整備
7. 同性または性的マイノリティのパートナーが家族と同様に賃貸住宅の入居などができる取り組み
8. 何もしなくてよい
9. わからない
10. その他(具体的に: )

※6「パートナーシップ宣誓証明制度」とは、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であると宣誓したことを自治体が証明する制度です。法律上の効果があることを証明するものではありません。証明として、パートナーシップ宣誓受領証を交付します。

もう少しご協力をお願いします。

問10-5 性的マイノリティに対する次の考え方について、あなたはどのように思われますか。  
 (それぞれ該当する番号に○をつけてください)

| あなたはどう思われますか<br>1~4の考え方                                       | そう思う | どちらかといえば<br>そう思う | どちらかといえば<br>そう思わない | そう思わない |
|---|------|------------------|--------------------|--------|
| 1. 生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人が、自認する性の制服着用を希望する場合は、本人の意思を尊重すべきである | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 2. 生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人が、自認する性のトイレの利用を望む場合は、本人の意思を尊重すべきである | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 3. 家族から、LGBTQ※7であることを打ち明けられても、意思を尊重し、変わりなく受け入れられると思う          | 1    | 2                | 3                  | 4      |
| 4. 異性を好きになることも、同性を好きになることも、どちらも自然な感情である                       | 1    | 2                | 3                  | 4      |

※7「LGBTQ」とは、同性愛（レズビアン・ゲイ）、両性愛（バイセクシュアル）、性別違和（トランスジェンダー）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）の頭文字からきた言葉で、さまざまな性的マイノリティの総称としても使用されています。

問11 殺人や傷害などの犯罪被害者やその家族がどのような状況におかれていると思いますか。(該当する番号すべてに○をつけてください)

1. マスコミからの取材や事件に直接関係のないプライバシーや事実でないことを報道されている
2. SNSなどで誹謗中傷を受けている
3. 地域の人から好奇の目や無責任なうわさなどをたてられている
4. 地域の人々から距離を置かれている
5. 心身の不調や裁判の傍聴などによって、仕事を続けることが困難になっている
6. 加害者からの弁償や国などによる経済的支援が十分でなく、経済的にゆとりがない
7. わからない
8. その他（具体的に：)

問12 犯罪被害者やその家族に対して、適切な支援が十分に行われていると思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

### Ⅲ あなた自身の人権侵害についておたずねします

問13 あなたは、この5年の間に「人権」を身近に感じるようになりましたか。

1. 非常に身近に感じるようになった
2. 身近に感じるようになった
3. あまり身近に感じなくなった
4. 全く身近に感じなくなった
5. わからない

問14 あなたは、この5年の間に、人権侵害を受けたことがありますか。

1. ある
2. ない → 問16へお進みください

問15-1 問14で「1. ある」と答えた方におたずねします。それは、どのような人権侵害でしたか。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. うわさや他人からの悪口、陰口により、名誉や信用などを傷つけられた
2. 公的機関や企業、団体による不当(ひどい、いい加減)な扱いを受けた
3. 地域で、暴力・脅迫、仲間外れにされた
4. パワー・ハラスメント(職場で職務権限などを用いて行ういやがらせやいじめ)を受けた
5. 家庭で暴力や虐待を受けた
6. 学校でいじめられた
7. 差別的取り扱い(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)を受けた
8. プライバシーを侵害された
9. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を受けた
10. ストーカー行為を受けた
11. インターネットや携帯電話を利用した人権侵害を受けた
12. 覚えていない
13. その他(具体的に: )

とい 問15-2 人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。  
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 友達、同僚に相談した
2. 上司、学校の先生に相談した
3. 家族、親戚に相談した
4. 警察に相談した
5. 弁護士に相談した
6. 公的機関（都道府県、市町村、法務局や人権擁護委員）に相談した
7. 民間団体に相談した
8. 相手に抗議するなど自分で解決した
9. どこに相談すればよいのかわからなかった
10. 何もしなかった
11. 覚えていない
12. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

とい 問16 もし、あなたの人権が侵害された場合、どのような対応をしようと思いますか。  
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 友達、同僚に相談する
2. 上司、学校の先生に相談する
3. 家族、親戚に相談する
4. 警察に相談する
5. 弁護士に相談する
6. 公的機関（都道府県、市町村、法務局や人権擁護委員）に相談する
7. 民間団体に相談する
8. 相手に抗議するなど自分で解決する
9. 何もしない
10. わからない
11. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

問17-1 あなたはこの5年の間に他人の人権を侵害したことがあると思いますか。

1. あると思う
2. あるかもしれない
3. ないと思う
4. わからない

問17-2 問17-1で「1. あると思う」または「2. あるかもしれない」と回答された方におたずねします。どのような内容でしたか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. うわさや悪口、陰口により、名誉や信用などを傷つけた
2. 公的機関や企業、団体の所属者として不当（ひどい、いい加減）な扱いをした
3. 地域で、暴力・脅迫、仲間はずれにした
4. パワー・ハラスメント（職場で職務権限などを用いて行いういやがらせやいじめ）をした
5. 家庭で暴力や虐待をした
6. 学校でいじめをした
7. 差別的扱い（信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い）をした
8. プライバシーを侵害した
9. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）をした
10. ストーカー行為をした
11. インターネットや携帯電話を利用した人権侵害をした
12. 覚えていない
13. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

## IV 一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるための活動についておたずねします

問18 あなたが人権について学んだ場面は、どのような場面ですか。  
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1. 小学校の授業            | 2. 中学校の授業          |
| 3. 高校の授業             | 4. 専門学校・大学などの授業    |
| 5. 職場の研修             | 6. 自治体が行う講演会や研修    |
| 7. 地域での学習会           | 8. 市民団体などが行う講演会や研修 |
| 9. 書籍（啓発冊子を含む）やテレビなど | 10. これまでに学ぶことがなかった |
| 11. その他              |                    |

▶ 問19-2にお進みください

(具体的に：

)

問19-1 その時、学んだ人権問題はどのような内容ですか。  
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- |                            |                                   |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 1. 女性の人権について               | 2. 子供の人権について                      |
| 3. 高齢者の人権について              | 4. 障がいのある人の人権について                 |
| 5. 同和問題（部落差別）について          | 6. アイヌの人々の人権について                  |
| 7. 外国人の人権について              | 8. HIV感染者・ハンセン病患者・元患者やその家族の人権について |
| 9. 刑を終えて出所した人の人権について       | 10. 犯罪被害者やその家族などの人権について           |
| 11. インターネットによる人権侵害について     | 12. ホームレスの人権について                  |
| 13. 性的マイノリティに関する人権について     | 14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について    |
| 15. 人身取引に関する人権について         | 16. こころの病（うつ病、依存症など）に関する人権について    |
| 17. 新型コロナウイルス感染症に関する人権について | 18. ヘイトスピーチに関する人権について             |
| 19. その他（具体的に：              |                                   |

)

とい 問19—2 今後学んでみたい人権に関するテーマはどのような内容ですか。  
 (あてはまる番号すべてに○をつけてください)

- |                            |                                   |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 1. 女性の人権について               | 2. 子供の人権について                      |
| 3. 高齢者の人権について              | 4. 障がいのある人の人権について                 |
| 5. 同和問題(部落差別)について          | 6. アイヌの人々の人権について                  |
| 7. 外国人の人権について              | 8. HIV感染者・ハンセン病患者・元患者やその家族の人権について |
| 9. 刑を終えて出所した人の人権について       | 10. 犯罪被害者やその家族などの人権について           |
| 11. インターネットによる人権侵害について     | 12. ホームレスの人権について                  |
| 13. 性的マイノリティに関する人権について     | 14. 北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について    |
| 15. 人身取引に関する人権について         | 16. こころの病(うつ病、依存症など)に関する人権について    |
| 17. 新型コロナウイルス感染症に関する人権について | 18. ヘイトスピーチに関する人権について             |
| 19. その他(具体的に：<br>)         |                                   |

とい 問20 人権啓発を今後どのように進めていけばよいと思われますか。  
 (あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 学校での取り組みをより充実させる
2. 職場での取り組みをより充実させる
3. 市や教育委員会で市民向けの取り組みをより充実させる
4. 民間機関や市民団体の取り組みをより充実させる
5. 地域での取り組みをより充実させる
6. 自分自身で学ぶ
7. 家庭の中で自分も他者も大切にすることを育む
8. わからない
9. その他(具体的に：  
 )

問21 人権啓発を進める上で、どのような方法が効果的と思われますか。  
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 映画などの映像を使った啓発
2. 疑似体験による啓発
3. 冊子やリーフレットなどを使った啓発
4. 自由な意見交換ができる交流会
5. 関係施設や現場を訪れることを通した啓発
6. 当事者やその家族との交流会や意見交換などを通した啓発
7. 写真や資料などの展示を通した啓発
8. インターネット・SNSなどを活用した啓発
9. 自主的な学習
10. わからない
11. その他(具体的に： )

問22 人権啓発のための取り組みについて、市に対して望むことはありますか。  
(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 「市報すいた」や冊子などを活用した啓発活動の充実
2. 地域での人権啓発を進めるリーダーを養成し、住民相互の啓発を促す
3. 継続して学べる講義の開催
4. 夜間や土日に学べる講座の開催
5. 身近な公共施設で学べる講座の開催
6. 乳幼児の一時保育や手話通訳などを設け、参加しやすくする
7. 市民の相互交流の機会を増やす
8. わからない
9. その他(具体的に： )

問23 あなたは、次<sup>つぎ</sup>にあげる条約<sup>じょうやく</sup>や法律<sup>ほうりつ</sup>などを、どの程度<sup>ていど</sup>ご存じ<sup>ぞん</sup>ですか。  
 (それぞれ該当<sup>がいとう</sup>する番号<sup>ばんごう</sup>に○をつけてください)

条約<sup>じょうやく</sup>など  
 〈条約<sup>じょうやく</sup>など〉

| どの程度 <sup>ていど</sup> ご存じ <sup>ぞん</sup> ですか<br>1～7の項目 <sup>こうもく</sup>  | 内容 <sup>ないよう</sup> を知 <sup>し</sup> っている | 知 <sup>し</sup> っている<br>内容 <sup>ないよう</sup> がある程度 <sup>ていど</sup> | 名称 <sup>めいせう</sup> は知 <sup>し</sup> っている | 知 <sup>し</sup> らない |
|--|---|--|---|--------------------|
| 1. 世界 <sup>せかい</sup> 人権 <sup>じんけん</sup> 宣言 <sup>せんげん</sup>   | 1                                       | 2  | 3                                       | 4                  |
| 2. 国際 <sup>こくさい</sup> 人権 <sup>じんけん</sup> 規約 <sup>きぎやく</sup> （経済 <sup>けいざい</sup> 的 <sup>てき</sup> 、社会 <sup>しゃかい</sup> 的 <sup>てき</sup> 及び <sup>あひ</sup> 文化 <sup>ぶんか</sup> 的 <sup>てき</sup> 権利 <sup>けんり</sup> に関する <sup>かん</sup> 国際 <sup>こくさい</sup> 規約 <sup>きぎやく</sup> 〈社会 <sup>しゃかい</sup> 権 <sup>けん</sup> 規約 <sup>きぎやく</sup> ・A規約 <sup>きぎやく</sup> 〉）、市民 <sup>しみん</sup> 的 <sup>てき</sup> 及び <sup>あひ</sup> 政治 <sup>せいじ</sup> 的 <sup>てき</sup> 権利 <sup>けんり</sup> に関する <sup>かん</sup> 国際 <sup>こくさい</sup> 規約 <sup>きぎやく</sup> 〈自由 <sup>じゆう</sup> 権 <sup>けん</sup> 規約 <sup>きぎやく</sup> ・B規約 <sup>きぎやく</sup> 〉） | 1                                       | 2  | 3                                       | 4                  |
| 3. 女子 <sup>じょし</sup> 差別 <sup>さべつ</sup> 撤廃 <sup>てつぱい</sup> 条約 <sup>じょうやく</sup> （女子 <sup>じょし</sup> に対する <sup>たい</sup> あらゆる形態 <sup>けいがい</sup> の差別 <sup>さべつ</sup> の撤廃 <sup>てつぱい</sup> に関する <sup>かん</sup> 条約 <sup>じょうやく</sup> ）   | 1                                       | 2  | 3                                       | 4                  |
| 4. 子 <sup>こ</sup> どもの権利 <sup>けんり</sup> 条約 <sup>じょうやく</sup> （児 <sup>じ</sup> 童 <sup>どう</sup> の権利 <sup>けんり</sup> に関する <sup>かん</sup> 条約 <sup>じょうやく</sup> ）   | 1                                       | 2  | 3                                       | 4                  |
| 5. 人種 <sup>じんしゆ</sup> 差別 <sup>さべつ</sup> 撤廃 <sup>てつぱい</sup> 条約 <sup>じょうやく</sup> （あらゆる形態 <sup>けいがい</sup> の人種 <sup>じんしゆ</sup> 差別 <sup>さべつ</sup> の撤廃 <sup>てつぱい</sup> に関する <sup>かん</sup> 国際 <sup>こくさい</sup> 条約 <sup>じょうやく</sup> ）   | 1                                       | 2  | 3                                       | 4                  |
| 6. 障 <sup>しょう</sup> 害 <sup>がい</sup> 者 <sup>しゃ</sup> 権利 <sup>けんり</sup> 条約 <sup>じょうやく</sup> （障 <sup>しょう</sup> 害 <sup>がい</sup> 者 <sup>しゃ</sup> の権利 <sup>けんり</sup> に関する <sup>かん</sup> 条約 <sup>じょうやく</sup> ）  | 1                                       | 2  | 3                                       | 4                  |
| 7. SDGs(持 <sup>と</sup> 続 <sup>ぞく</sup> 可 <sup>かのう</sup> な開 <sup>かい</sup> 発 <sup>はつ</sup> のための2030アジェンダ)  | 1                                       | 2  | 3                                       | 4                  |

質問<sup>しつもん</sup>は次<sup>つぎ</sup>のページ<sup>ぺーじ</sup>にも続<sup>つづ</sup>いています。➡

ほうりつ  
〈法律〉

| <p>どの程度ご存じですか</p> <p>8～23の項目</p>                            | <p>内容を<br/>知っている</p> | <p>知<br/>っている<br/>内容<br/>がある<br/>程度</p> | <p>名<br/>称は<br/>知<br/>っ<br/>て<br/>い<br/>る</p> | <p>知<br/>ら<br/>な<br/>い</p> |
|---|----------------------|---|---|----------------------------|
| <p>8. 人権教育啓発推進法（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）</p>                    | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>9. 男女共同参画社会基本法</p>                                       | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>10. DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）</p>                | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>11. 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）</p>                  | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>12. 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）</p>                          | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>13. いじめ防止対策推進法</p>                                       | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>14. 子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）</p>                     | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>15. 高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）</p>          | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>16. 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）</p>          | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>17. 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）</p>                 | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>18. 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）</p>                      | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>19. ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）</p> | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>20. ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）</p>                  | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>21. 犯罪被害者等基本法</p>  | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>22. 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</p>                  | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |
| <p>23. 性同一性障害特例法（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）</p>               | 1                    | 2                                       | 3   | 4                          |

すいたし じょうれい  
〈吹田市の条例など〉

| 24～27の項目                 | どの程度ご存じですか | 内容を<br>知っている | 内容を<br>ある程度<br>知っている | 名称は<br>知っている | 知らない |
|--------------------------|------------|--------------|----------------------|--------------|------|
| 24. 吹田市人権尊重の社会を<br>目指す条例 |            | 1            | 2                    | 3            | 4    |
| 25. 吹田市男女共同<br>参画推進条例    |            | 1            | 2                    | 3            | 4    |
| 26. 吹田市人権施策基本<br>方針      |            | 1            | 2                    | 3            | 4    |
| 27. すいた男女共同<br>参画プラン     |            | 1            | 2                    | 3            | 4    |

## V あなたご自身のことについて

※統計的な分析に必要なためおたずねします。

問24 あなたの自認する性をお答えください。

1. 男性                      2. 女性                      3. 答えたくない

問25 あなたの年齢をお答えください。

1. 10歳代              2. 20歳代              3. 30歳代              4. 40歳代  
5. 50歳代              6. 60～64歳              7. 65～74歳              8. 75歳以上

問26 あなたの吹田市内での居住歴をお答えください。

1. 1年未満              2. 1年～5年未満              3. 5年～10年未満  
4. 10年～20年未満              5. 20年～30年未満              6. 30年以上

